

【寄 書】

## 日韓両国税制の成長性・安定性指標による比較分析\*

鞠 重 鎬

### 1. はじめに

本稿の目的は日本と韓国の税体系を所得・消費・資産課税に分類して、各課税及び租税体系全体について成長性・安定性指標による比較を行うことにある。

所得・消費・資産課税の分類による各課税の対総税収比、対GDP比による比較分析はOECD(1994)でも行われている。しかし本稿では、OECDでは行われていない税目などの各課税への分類作業も行い<sup>1)</sup>、同時に税収の成長性と安定性という税体系に関する指標の導出を試みる。成長性や安定性指標などを用いた先行研究としては、White(1983)、Gentry and Ladd(1994)やHarmon and Mallick(1994)などがある。ただし、これらの研究は幾つかの税目のみを取り上げた一国内租税体系の比較分析に止まっている。本稿では全ての税目を対象として所得・消費・資産課税に再分類し、各課税及び租税体系全体の成長性と安定性指標を導出して両国の租税体系を比較する。対象期間は1965-1992年の27年間である。

あらかじめ分析結果をまとめると、日本は韓国に比べ各課税の成長性は低い、安定性は高い。また、日本は所得課税の成長性が消費課税のそれより高いのに対して、韓国の場合は消費課税の成長性が高い。すなわち、日本は所得課税、韓国は消費課税に租税政策の重点がおかれてきたといえる。租税体系全体についても同様であり、日本は韓国よりも安定した租税体系、韓国は日本よりも高い成長性を持つ租税体系といえよう。

### 2. 所得・消費・資産課税の分類

本稿やOECD(1994)の分類では、所得・消費・資産課税という共通の課税対象に分類することから、税目間の不一致があっても租税体系の比較が可能である。また、税目間の比較の際生じうる時系列上の

断絶も問題とならない<sup>2)</sup>。本節では成長性と安定性による両国税制の比較を行う前に、各課税に含まれる税目について簡単に述べる。

第1に、所得課税とは「個人や法人の所得及び収益に課される税」と定義する。具体的には、1)日本については、所得税・法人税などの国税5税目、道府県民税・市町村民税などの地方税8税目<sup>3)</sup>を対象にする。2)韓国については、所得税・法人税などの国税6税目<sup>4)</sup>、住民税・農地税などの地方税8税目を所得課税に含める。第2に、消費課税は「財貨やサービスの消費や使用に対して課される税」である。1)日本については、消費税・酒税などの国税20税目、遊興飲食税・市町村タバコ消費税などの地方税9税目を、2)韓国については酒税・付加価値税などの国税15税目、遊興飲食税・タバコ販売税などの地方税6税目を消費課税に含める。最後に、資産課税は「資産の保有・取引、及びその所有権の移転・変更などに関連して課される税」として定義する。具体的には、1)日本については、相続税・地価税などの国税10税目、不動産取得税・固定資産税などの地方税18税目を、2)韓国については、鉦税・相続税などの国税11税目、取得税・財産税などの地方税11税目を資産課税に含める。

### 3. 日韓両国税制の成長性・安定性による比較分析

租税収入の成長性は、分析期間にわたる税収の伸びを表す尺度であり、租税収入の(不)安定性は税収の変動を表す尺度である。

#### 3.1. 各課税の比較

各課税の成長性と安定性は、以下の推定式に基づいて算出される(例えば、White(1983)、Gentry and Ladd(1994))。

$$\log T_i = a + bt_i + e_i \quad (1)$$

ここで、 $T_i$ は*i*課税額(*i*=所得、消費、資産)、 $t_i$ は期間であり、ここではすべての*i*について27年間となる。(1)式を用いて推定する $t_i$ の計数値は近似

表1. 各課税の成長性と安定性の指標(1965-1992年)

	所得課税		消費課税		資産課税	
	日本	韓国	日本	韓国	日本	韓国
成長性( $t_i$ の係数)	0.0270	0.0476	0.0145	0.0567	0.0306	0.0653
安定性(log $T_i$ の標準誤差)	0.0616	0.0811	0.0387	0.0896	0.0534	0.0773

注) 主な資料は、日本：大蔵省『財政金融統計月報』、韓国：韓国銀行『経済統計年報』であるが、税目の漏れや不明確な税目の確認のために他の(参考文献の)統計資料により補足した。

的に各課税収入の成長率を表し<sup>5)</sup>、それを当該課税の成長性尺度として利用できる。また、各課税の安定性の指標としては、(1)式のlog  $T_i$ の標準誤差を用いる。標準誤差であるので、その値が大きいほどその課税の不安定性は高いと考えられる。両国の成長性と安定性の算出結果を表1に示す。

全ての変数について、1990年度を基準年度とした消費者物価指数によって実質化した値を用いた。韓国については一貫した物価指数は1965年から得られるので、比較の統一性を期するために対象期間を日韓ともに1965-1992年に限定した。表1より、日本は韓国に比べ各課税において成長性は低いが、安定性は高いことがわかる。日本の場合、所得・消費・資産課税の成長率はそれぞれ2.7%・1.45%・3.06%であり、韓国の4.76%・5.67%・6.53%に比べてはるかに低い。換言すると、韓国は日本に比べ所得・消費・資産課税の成長速度は、それぞれ1.76倍・3.91倍・1.85倍であった。また、日本は所得課税の成長性が消費課税のそれより高いのに対して、韓国は消費課税の成長率が所得・資産課税のそれよりも高い。この成長性尺度から日本の租税政策は所得課税に、韓国の場合は消費課税に重点が置かれてきたと解釈できる。安定性については、日本の場合所得・消費・資産課税の安定性がそれぞれ0.0616、0.0387、0.0534であり、韓国の対応する値である0.0811、0.0896、0.0773よりもはるかに安定的である。したがって、韓国は日本よりも所得・消費・資産課税の体系がそれぞれ、1.32倍・2.33倍・1.45倍不安定であったことになる。

以上より、1965-1992年の間各課税毎に日本は韓国よりも安定した税体系、韓国は日本よりも成長性が高い税体系であったことがわかる。しかし、以上の分析からは租税体系全体についてどれ程の成長性と安定性の差があったのかという比較はできない。

### 3.2. 租税体系全般に対する比較

租税体系全般に関する特性比較を行うためには、各課税間の相互依存性を考慮しなければならない。ここでは各課税のウェイトを勘案した成長性尺度と

ともに、各課税間の相互関係を考慮した安定性尺度を導出する。まず、租税体系全体の成長性は当該年度に各課税の総税収に占めるウェイトを考慮して、以下の(2)式を用いて導出する。

$$g_t = \sum_i w_i g_i \quad (2)$$

ここで、 $w_i$ は当該年度の*i*課税(*i*=所得、消費、資産)の総税収に占めるウェイトであり、 $g_i$ は*i*課税の成長性である。

次に、*t*時点の租税収入の安定性 $\sigma_t$ は各課税の租税収入に占めるウェイトや相関関係を反映させて、以下の公式に基づいて導出する。

$$\sigma_t = \sqrt{W_t \Omega_t W_t'} \quad (3)$$

ただし、(3)式の $W_t$ は*t*時点での各課税のウェイトの行ベクトル(‘ $'$ は転置を表す)、 $\Omega_{ij}$ は*i-j*課税間の分散共分散行列である(*i, j*=所得、消費、資産)。ここで、 $\Omega_{ij}$ を求めるためには、まず*i*課税の標準偏差 $\sigma_i$ を求める必要があり、単位の問題を除去するために、各課税の偏差値を当該課税の平均値で割った式を用いる。すなわち、

$$\sigma_i = \sqrt{\frac{\sum_{t=1}^T (R_{it} - \hat{R}_{it})^2}{T-1}} \quad (4)$$

となる。ただし、 $R_{it}$ 、 $\hat{R}_{it}$ 及び $R_i$ は、それぞれ*t*時点での*i*課税の税収、推定収入、及び1期から*T*期までの平均収入である。

さらに、各課税間の相互依存関係を反映させるには、(4)式の標準偏差の値と*i-j*課税の相関係数 $\rho_{ij}$ を計算し、これらを用いて

$$\sigma_{ij} = \sigma_i \sigma_j \rho_{ij} \quad (5)$$

より、*i-j*課税間の共分散 $\sigma_{ij}$ を求める。すると、(5)式に基づいて両国の各課税額に対する分散共分散行列を求めることができる。具体的な両国の各課税間の分散共分散行列(1965-1992年)(日本； $\Omega_{ij}^j$ 、韓国； $\Omega_{ij}^k$ )は、

$$\Omega_{ij}^j = \begin{bmatrix} 0.27904 & 0.08256 & 0.23296 \\ 0.08256 & 0.02631 & 0.06948 \\ 0.23296 & 0.06948 & 0.20201 \end{bmatrix}$$

表 2. 成長性と安定性指標

年度	日 本		韓 国		成長性比較 (③/①)	安定性比較 (④/②)
	①成長性	②安定性	③成長性	④安定性		
1970	0.0246	0.4308	0.0536	1.1348	2.1773	2.6342
1975	0.0254	0.4460	0.0541	1.1443	2.1292	2.5657
1977			0.0544	1.1588		
1980	0.0258	0.4558	0.0553	1.1911	2.1421	2.6132
1985	0.0256	0.4534	0.0547	1.1751	2.1364	2.5918
1989	0.0260	0.4645				
1990	0.0260	0.4632	0.0556	1.1845	2.1396	2.5572
1992	0.0259	0.4533	0.0546	1.1623	2.1076	2.5641

図 1. 日本の税体系の成長性と安定性

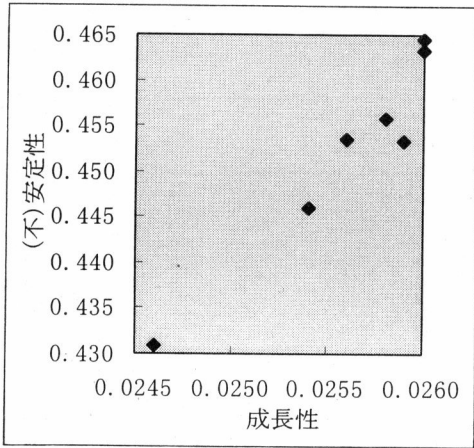
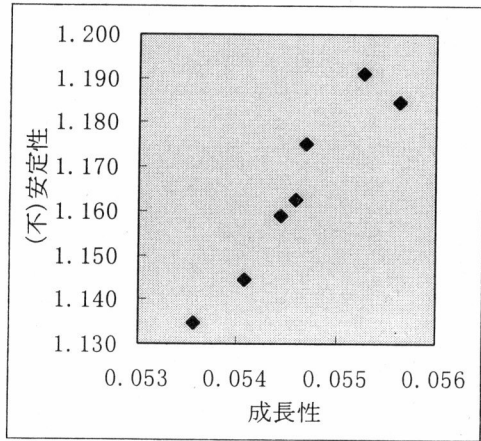


図 2. 韓国の税体系の成長性と安定性



注) 表 2 により作成.

注) 表 2 により作成.

$$\Omega_{ij}^k = \begin{bmatrix} 0.87768 & 1.17818 & 1.25778 \\ 1.78818 & 1.67347 & 1.171574 \\ 1.25778 & 1.71574 & 1.82440 \end{bmatrix}$$

と計算される。表 2 では、以上の過程と(2)式、(3)式を用いて 1970 年から 1992 年まで 5 年毎に成長性と安定性尺度を算出してある<sup>6)</sup>。表 2 を図示したのが図 1 と図 2 である。

さて、具体的に韓国は日本に比べてどれ程高い成長率と不安定性を持つ租税体系であったのだろうか。両国の比較を端的に行うために、表 2 において同年度の韓国の成長性と不安定性を日本のそれらの値で除し、その結果を表 2 の右側に表してある。これらの数値から、韓国は日本より約 2.11-2.18 倍成長性が高く、約 2.56-2.63 倍不安定な租税体系であったことがわかる。

しかし、以上の結果に基づいて日本が韓国より、あるいは韓国が日本より優れた租税体系であるとい

う判断を下すことはできない。もし、A 国が B 国より成長性も高く安定した租税体系であった場合には、租税体系に対する優劣の判断が可能であるが、その場合の判断基準も税収入の成長性と安定性という 2 つの基準に基づいた判断に過ぎない。租税原則の重要な基準である公平性をも考慮する場合には、その租税体系の優劣の判断が逆になる可能性もあるのである。

#### 4. 結びに代えて

成長性・安定性以外の指標として、税制の公平性 (equity)、競争性 (competitiveness) などの指標がある。公平性の指標としては Suits (1977) 指数や所得階層別の各課税の弾力性などが用いられる。たとえば、Harmon and Mallick (1994) は 1970-91 年の New York 州の幾つかの税制に対して Suits (1977)

指数を求めている。また、Gentry and Ladd(1994)は、低所得層と高所得層別に米国のマサチューセッツ州及びノース・キャロライナ州の各課税の弾力性を求め、公平性尺度として利用している。一方、Gentry and Ladd(1994)によると、競争性は州間の競争的な圧力を表す。競争的な圧力があると、政策立案者の租税構造の選択や、税体系の成長性、安定性及び公正性を望ましい水準に到達させることが可能という<sup>7)</sup>。

公平性や競争性などの指標も考慮することによって、より包括的な租税体系の分析になると考えられる。さらに、本稿は経済や政治の動きとの相互関連や税制の経済的効果分析などについては考慮していない。これらのテーマは喫緊の研究課題として残されている。

(論文受付日 1995年9月29日・採用決定日 1996年11月13日、韓国租税研究院)

## 注

\* この論文を書くにあたり、匿名のレフェリーの方々に懇切・丁寧なコメント、及び参考資料もいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。いうまでもなく、本論文の責任はすべて筆者が負うものである。

1) OECD(1994)では1965年から加盟国についての租税関係資料を'Revenue Statistics'という題目で出版している。ところが、OECDの分類法では、日本の法定外普通税・旧法による税収入、韓国の防衛税・教育税、及び過年度収入などのような税目について各課税別への分類作業が行われていない。

2) さらに、各課税額が総租税に占める割合や各課税の負担率の内容もより具体的に計算できる。これらの比較や以下の各課税の包含税目の詳しい説明については、鞠(1996)を参照されたい。

3) 地方税の各課税の税目の数には、法定外普通税・旧法による税収入も含まれている。その理由はこれらの税目を各課税額に比例して分配したからである。また、税目の数は両国ともに1965年から1992年までの税目を

数えた数値である。

4) 韓国国税の所得・消費・資産課税の各税目の数には、防衛税、教育税(1982年制定)、及び過年度収入も含まれている。その理由はこれらの税目を各課税額に比例して分配したからである。

5)  $T_i$  の対数を取っているので、 $t_i$  の係数に100を掛けると税収入の成長率(%)となる。

6) 日本における1989年の消費税の導入と韓国における1977年の付加価値税の導入に伴う効果を調べるために、当該年度を追加して成長性と安定性尺度を算出した。

7) また、この競争的な圧力によって、非効率性が少ない租税構造を選択することになる。

## 参考文献

- Gentry, William M. and Helen F. Ladd(1994) "State Tax Structure and Multiple Policy," *National Tax Journal* Vol. 47, No. 4, pp. 747-772.
- Harmon, Oskar R. and Rajiv Mallick(1994) "The Optimal State Tax Portfolio Model; An Extension," *National Tax Journal* Vol. 47, No. 2, pp. 395-401.
- OECD(1994) *Revenue Statistics: of OECD Member Countries 1965-1993*, OECD Publications.
- Suits, Daniel B.(1977) "Measurement of Tax Progressivity," *American Economic Review* Vol. 67, No. 4, pp. 747-52.
- White, Fred C.(1983) "Trade-Off in Growth and Stability in State Taxes," *National Tax Journal* Vol. 36, No. 1, pp. 103-114.
- 大蔵省財政史室編(1978)『昭和財政史：終戦から講話まで』7租税, 19巻 統計編, 東洋経済新報社.
- 韓国銀行(各年)『経済統計年報』.
- 韓国開発研究院(1991)『韓国財政40年史』, 第4, 5巻 財政統計(1), (2).
- 鞠 重鎬(1996)「戦後における日・韓の税制比較」『アジア経済』第37巻第11号, pp. 21-42, アジア経済研究所.
- 財務部(1979)『韓国税制史(上)』.
- 自治省財政課編(各年)『地方財政要覧』, 財団法人地方財政協会.
- 内務部(各年)『地方財政年鑑』.